

静岡市監査委員会議記録

会 議 令和3年度 第6回 監査委員定例協議会

開催日時 令和3年9月30日(木) 午前9時15分～10時46分

出席者 監査委員 白鳥三和子(代表監査委員職務代理者)、大村 一雄、佐藤 成子
事務局長 高田 和昌
書記 杉田 陽子
白鳥 浩司
望月健司郎
新海 拓也

会議内容

1 開会宣言 杉田次長

2 例月現金出納検査等(8月分)

(1) 説明者等

ア 各種会計 望月係長(監査第2係)

イ 病院事業会計 新海係長(監査第3係)

ウ 簡易水道事業会計 白鳥次長補佐(監査第1係)

エ 水道事業会計 白鳥次長補佐(監査第1係)

オ 下水道事業会計 望月係長(監査第2係)

(2) 発言等

ア 各種会計

(白鳥委員)

今回抽出した歳入伝票の15款分担金及び負担金とはどのようなものか。

(事務局)

今回抽出した「救護所費負担金」を例に説明すると、静岡市救護所の入所者に係る保護施設事務費の一部を、島田市や藤枝市等の他団体が分担しているもの。

ほかにも老人福祉費負担金やこども園・保育所費負担金などがあり、他団体の住民を静岡市の施設で受け入れた場合等に、応分の額を収入する科目である。

イ 病院事業会計

(大村委員)

預金残高内訳表の基金欄に記載されている医療研究奨励鈴与基金の設立時期と目的は。

(事務局)

この基金は、昭和 63 年に鈴与関連 4 社から受け入れた 1 億円の寄付金を基に設立したもので、清水病院医療従事者の資質向上を目的として、利息運用収入により医療に係る諸研究への助成や有益な海外学会への参加助成などを行っている。

ウ 簡易水道事業会計

(白鳥委員)

他会計補助金の収入額に端数が生じているが、この補助金はどのようなものなのか。また、端数が生じている理由は。

(事務局)

補助金のうちの 3,000 万円は収支不足補填のためのもので、その余は企業債償還の際に支払う元利の額に相当する金額である。元利相当額には端数があるため、補助金額全体でも端数が生じている。

エ 水道事業会計

(佐藤委員)

総係費とは何か。

(事務局)

個別事業に要する経費ではなく、水道事業全体に係る経費のことで、具体的には水道庁舎の維持管理に要する経費などが該当する。

オ 下水道事業会計

(白鳥委員)

今回投資有価証券として購入した東電パワーグリッド債の利率はどのくらいか。

(事務局)

10年債が年0.68%、15年債が年0.88%となっている。

3 協議会議事

(1) 協議事項

ア 協第22号 令和3年度静岡市年間監査計画の変更等について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

白鳥委員（代表監査委員職務代理者）から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

イ 協第23号 令和3年度定期監査実施計画の策定について

(ア) 説明者

新海係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

新型コロナウイルス感染症の影響等により監査を令和3年度から4年度に順延した所属が多数あるが、今後、どのように調整していくのか。令和4年度の監査の実施に支障は生じないのか。

(事務局)

令和4年度から6年度にかけて、監査対象所属数を平準化していくことを検討している。

(エ) 結果

白鳥委員（代表監査委員職務代理者）から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

ウ 協第24号 令和3年度定期監査（財産区）実施計画の策定について

(ア) 説明者

望月係長

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

特になし

(エ) 結果

白鳥委員（代表監査委員職務代理者）から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

エ 協第25号 令和3年度行政監査（テーマ監査）実施計画の策定について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(白鳥委員)

一定金額に満たない契約を監査対象から除外したとのことであるが、ここにい

う金額とは、年額と月額のいずれか。

(事務局)

契約1件あたりの額であり、基本的には年額である。

(エ) 結果

白鳥委員(代表監査委員職務代理者)から承認の可否について諮ったところ、全員一致で承認された。

オ 協第26号 指摘事項に対する措置状況(定期監査)の公表について

(ア) 説明者

白鳥次長補佐

(イ) 要旨

議案集により説明

(ウ) 発言等

(佐藤委員)

公表は、どのような方法によるのか。

(事務局)

監査委員条例の定めに従い市報への登載をもって公表としているが、市報は市政情報コーナーのほか市ホームページでも閲覧可能であるため、市民がインターネットから措置の内容を確認することができる状況となる。

(エ) 結果

措置状況の公表について、監査委員の了承が得られた。

(2) その他連絡事項

ア 令和3年度第5回定例協議会の議事録の公表について・・・白鳥次長補佐が説明

イ 10月・11月の日程について・・・・・・・・・・・・・・・・杉田次長が説明

4 閉会宣言 杉田次長